

コンサルティング契約テンプレート集

NDA・プロジェクト型・アドバイザリー型・伴走型の4種類を収録

Cobe Associe / Strategic Consulting

目次

01	秘密保持契約 (NDA) テンプレート	P.2-3
02	プロジェクト型 (納品物ベース) 契約テンプレート	P.4-5
03	アドバイザリー型契約テンプレート	P.6-7
04	伴走型 (3ヶ月並走) 契約テンプレート	P.7-8

収録テンプレートの概要

NDA (秘密保持契約)

双方向の相互秘密保持契約。コンサルティングの検討段階で最初に締結する基本契約です。秘密情報の定義、競合他社への開示禁止、契約終了後2年間の義務存続などを規定しています。

プロジェクト型 (納品物ベース)

成果物と納期を明確に定めた業務委託契約。マイルストーン支払い (30%/30%/40%)、変更管理プロセス、検収条件、知的財産権の帰属を包括的に規定しています。

アドバイザリー型

月次リタイナーフィーでの継続的助言契約。稼働時間の上限設定、超過料金体系、利益相反の取り扱いなど、顧問契約に必要な条項を網羅しています。

伴走型 (3ヶ月並走)

経営課題が未定義の段階から3ヶ月間で診断・仮説検証・実行支援へ進む探索型契約。フェーズごとの中間レビューと離脱オプションを組み込んだ柔軟な設計です。

【ご利用にあたって】本テンプレートは参考例であり、法的助言を構成するものではありません。実際の契約締結時は、貴社の法務部門または法務専門家にご相談のうえ、個別の事情に応じた修正を行ってください。

秘密保持契約書 (NDA)

Non-Disclosure Agreement

甲と乙は、相互の事業に関する検討・協議に際し、秘密情報の取り扱いについて以下のとおり秘密保持契約を締結する。

【記入欄

】

甲: _____ 乙: _____ 締結日: ____年____月____日

第1条 (目的)

甲および乙は、相互の事業に関する検討・協議（以下「本目的」という）を行うにあたり、相手方から開示される秘密情報の取り扱いについて、以下のとおり合意する。本契約は双方向（相互）の秘密保持契約とし、甲乙いずれもが情報の開示者かつ受領者となり得るものとする。

第2条 (秘密情報の定義)

本契約における「秘密情報」とは、開示当事者が相手方に対し、書面、口頭、電磁的方法その他の手段により開示する以下の情報をいう。（１）営業秘密（顧客情報・価格情報・経営計画等）（２）技術情報・ノウハウ（３）財務情報（４）その他秘密と指定された情報。

第3条 (秘密情報の除外)

以下のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まないものとする。（１）開示時点で既に公知であった情報（２）受領後に受領者の責によらず公知となった情報（３）受領前に受領者が正当に保有していた情報（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務なく取得した情報。

第4条 (秘密保持義務)

1. 受領者は、秘密情報を本目的の遂行にのみ使用し、開示者の書面による事前承諾なく第三者に開示、漏洩または公表してはならない。2. 受領者は、自社役員・従業員のうち本目的の遂行に必要な者のみに秘密情報を開示し、当該役員・従業員が本条と同等の秘密保持義務を負うよう管理する責任を負う。

ポイント解説

秘密情報の範囲は広めに定義し、後の紛争を予防します。口頭開示の場合は30日以内の書面確認条項が実務上重要です。

第5条 (競合他社への開示禁止)

受領者は、開示者の書面による事前承諾がない限り、開示者の競合他社（直接的・間接的競合を含む）に対して秘密情報を一切開示してはならない。「競合他社」の範囲について疑義がある場合は、別紙にて具体的な企業名または業種を定めることができる。

第6条 (複製の制限)

受領者は、本目的の遂行に合理的に必要な範囲を超えて秘密情報を複製してはならない。複製物についても本契約に基づく秘密保持義務が適用される。

第7条 (情報の返還・廃棄)

1. 本契約の終了時、本目的の終了時、または開示者の書面による求めに応じ、受領者は秘密情報 (その複製物・要約を含む) を速やかに返還または廃棄するものとする。2. 廃棄した場合、受領者は廃棄完了を書面にて開示者に通知するものとする。

ポイント解説

競合の定義が曖昧だと実効性を欠きます。別紙で企業名・業種を列举し、定期的に更新する運用を推奨します。

第8条 (損害賠償)

本契約の秘密保持義務に違反した当事者は、相手方に生じた損害 (逸失利益および合理的な弁護士費用を含む) を賠償する責を負う。秘密情報の性質上、金銭賠償のみでは十分な救済とならない場合があることを甲乙は確認し、差止めによる救済を妨げないものとする。

ポイント解説

損害賠償に加え、差止請求の可能性を明記することで違反の抑止力を高めています。

第9条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は締結日より1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による終了通知がない場合、同一条件で1年間自動更新されるものとする。2. 前項にかかわらず、秘密保持義務は契約終了後2年間存続する。

【記入欄】

有効期間: ____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日

第10条 (権利の不付与)

本契約に基づく秘密情報の開示は、当該秘密情報に関する特許権、著作権、商標権その他の知的財産権の実施許諾または譲渡を意味するものではない。

第11条 (協議事項・管轄裁判所)

1. 本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

【記入欄】

甲 住所: _____ 名称: _____ 代表者: _____ 印

【記入欄
】

乙 住所: _____ 名称: _____ 代表者: _____ 印

プロジェクト型（納品物ベース）契約書

Project-Based Consulting Agreement

甲（委託者）と乙（受託者）は、以下の業務委託について本契約を締結する。

【記入欄】 委託者（甲）：_____ 受託者（乙）：_____ 締結日：_____
_____年____月____日

第1条（業務内容・成果物）

1. 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。 【記入欄】 業務の概要：_____
_____ 成果物：_____
_____ 2. 成果物の詳細仕様は別紙1に定めるとおりとする。

第2条（業務期間）

本業務の期間は以下のとおりとする。着手日：_____年____月____日 / 完了予定日：_____年____月____日

第3条（報酬・支払条件）

1. 本業務の報酬総額は、金【 】円（消費税別）とする。2. 支払いはマイルストーン払いとし、（1）契約締結時に報酬総額の30%、（2）中間報告完了時に30%、（3）最終成果物の検収完了時に残額40%をそれぞれ支払う。3. 各支払期日は該当事象発生から14営業日以内とする。

ポイント解説

マイルストーン支払いは双方のリスクを分散します。「中間報告」の定義を別紙で明確にしておくことが重要です。

第4条（変更管理プロセス）

1. 本業務の範囲（スコープ）、成果物の仕様、または納期の変更が必要となった場合、変更を希望する当事者は相手方に対し書面にて「変更要求書」を提出するものとする。2. 変更要求書を受領した当事者は、受領から5営業日以内に承認・条件変更・却下のいずれかを書面にて回答する。3. 双方の書面による合意なき変更は無効とする。

ポイント解説

スコープクリープはコンサルティング契約で最多の紛争原因です。変更管理の書面運用を厳格に行ってください。

第5条（検収）

1. _____ 乙は成果物を甲に納品し、甲は納品日から10営業日以内に検収を行うものとする。2. 成果物が別紙1の仕様を満たす場合、甲は検収完了通知を発行する。3. 期間内に完了通知・修正依頼のいずれもない場合、検収完了とみなす。

第6条 (知的財産権の帰属)

1. 本業務で乙が新たに創作した成果物の著作権は、報酬の全額支払い完了をもって乙から甲に移転する。2. 乙が本業務着手前から保有する既存IP (方法論・フレームワーク・汎用ツール等) は乙に帰属し、甲への移転対象に含まれない。

ポイント解説

コンサルタント固有の方法論・フレームワークは受託者に残す設計が一般的です。「既存IP」の範囲を契約前に協議してください。

第7条 (秘密保持)

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩せず、本業務の目的以外に使用しないものとする。秘密保持の詳細は別途締結するNDAが優先する。本条の義務は契約終了後2年間存続する。

第8条 (再委託の禁止)

乙は、甲の書面による事前承諾なく、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第9条 (契約解除)

1. 甲または乙は、相手方が本契約に違反し、書面による催告後14日以内に是正しない場合、書面通知により本契約を解除できる。2.

甲の都合による解除の場合、甲は解除時点までに乙が履行した業務に相当する報酬を支払う義務を負う。

第10条 (損害賠償・責任制限)

1. 本契約に違反した当事者は、相手方に生じた直接損害を賠償するものとする。2. 乙の損害賠償責任は、本契約に基づき甲が乙に支払った報酬総額を上限とする (乙の故意・重過失の場合を除く) 。

第11条 (協議・管轄)

1. 本契約に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定する。2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

【記入欄】
甲 署名: _____ 印 乙 署名: _____ 印

アドバイザー型契約書

Advisory Services Agreement

甲（委託者）と乙（アドバイザー）は、継続的なアドバイザー業務の提供について本契約を締結する。

【記入欄】 委託者（甲）：_____ アドバイザー（乙）：_____ 締結日：____年__月__日

第1条（アドバイザー業務の範囲）

甲は乙に対し、以下のアドバイザー業務を委託し、乙はこれを受託する。（１）甲の経営会議・取締役会への参加および助言（２）経営戦略・事業計画に関するアドバイス（３）甲が指定する特定テーマへの調査・分析・意見提供（４）甲の役員・従業員へのコーチング（月2回まで）

第2条（契約期間）

期間満了の30日前までに甲乙いずれからも書面による終了通知がない場合、同一条件で1年間自動更新されるものとする。

【記入欄】 開始日：____年____月____日 終了日：____年____月____日

第3条（リテイナーフィー）

1. 甲は乙に対し、月次リテイナーフィーとして金【 】円（消費税別）を支払うものとする。2. 支払期日は毎月末日とし、翌月分を前払いする。3. 月途中での契約開始・終了の場合は日割り計算とする。

ポイント解説

リテイナーフィーは稼働の有無にかかわらず発生します。アドバイザーの「待機価値」に対する対価である点を双方で認識してください。

第4条（稼働時間）

1. 乙の月間稼働時間の上限は【 】時間とする（標準：20時間/月）。2. 稼働時間には、会議参加・資料作成・調査分析・メール対応等を含む。3. 乙は月次稼働報告を翌月5営業日以内に甲に提出する。

第5条（超過稼働）

1. 月間稼働上限を超える業務が見込まれる場合、乙は事前に甲の書面承認を得るものとする。2. 甲が承認した超過稼働の対価は、時間単価【 】円（消費税別）にて算出し、当月のリテイナーフィーに加算して請求する。

ポイント解説

超過稼働の事前承認ルールを明確にしておくことで、想定外の追加請求を防止できます。

第6条 (利益相反)

1. 乙は、本契約期間中、甲の事前の書面承諾なく、甲の直接的競合他社に対して同種のアドバイザリー業務を提供しないものとする。2. 乙は、本契約締結時および更新時に、既存のクライアント一覧を甲に開示し、利益相反の有無について甲と協議する。

ポイント解説

利益相反条項はアドバイザリー契約の要です。「競合他社」の範囲を別紙で具体化し、契約更新時に見直すことを推奨します。

第7条 (秘密保持)

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩せず、本業務の目的以外に使用しない。本条の義務は契約終了後2年間存続する。

第8条 (免責・責任制限)

1. 乙が提供する助言は甲の意思決定の参考情報であり、甲の経営判断そのものに対する結果責任を乙は負わない。2. 乙の本契約に基づく損害賠償責任は、損害発生時点の直近3ヶ月のリтейナーフィー合計額を上限とする。

第9条 (解約)

1. 甲乙いずれも、30日前までの書面通知により、理由の如何を問わず本契約を解約できる。2. 解約の場合、解約日までの稼働分のリтейナーフィーは日割りにて精算する。

第10条 (協議・管轄)

1. 本契約に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定する。2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

【記入欄】
甲 署名: _____ 印 乙 署名: _____ 印

伴走型（3ヶ月並走）契約書

Exploratory 3-Month Consulting
Agreement

甲（委託者）と乙（受託者）は、甲の経営課題に対する探索的支援について本契約を締結する。

【記入欄】 委託者（甲）：_____ 受託者（乙）：_____ 締結日：
_____年____月____日

第1条（契約の趣旨）

本契約は、甲の経営課題が未だ明確に定義されていない探索的な段階において、乙が甲と並走しながら課題の特定・仮説の検証・実行の支援を段階的に行うことを目的とする。成果物の事前定義が困難であるため、フェーズ制と定期レビューにより方向性の整合を担保する。

ポイント解説

伴走型は「何をすべきか」自体が見えていない段階で活用する契約形態です。プロジェクト型と異なり成果物を事前定義しないため、フェーズごとのレビューが品質管理の要となります。

第2条（業務フェーズ）

フェーズ	期間	主な活動
Phase 1: 診断・課題特定	1ヶ月目	現状分析、ステークホルダーヒアリング、課題仮説の設定
Phase 2: 仮説検証	2ヶ月目	仮説の検証、データ収集・分析、解決策の設計
Phase 3: 実行支援	3ヶ月目	実行計画策定、パイロット実施支援、効果測定

第3条（定例ミーティング）

1. 甲乙は、毎週1回、原則として【_____曜日_____】に定例ミーティングを実施する。2. 各回60分～90分を標準とし、進捗確認・仮説更新・次週の行動計画を議題とする。3. やむを得ない場合は1週間以内の振り替えを認める。

第4条（中間レビューと継続判断）

1. フェーズ1終了時（1ヶ月目末日）およびフェーズ2終了時（2ヶ月目末日）に中間レビューを実施する。2. 中間レビューにおいて、甲は次フェーズへの継続または本契約の終了を選択できる。3. 終了を選択した場合、当該フェーズまでの報酬を精算し、契約は終了する。

ポイント解説

中間レビューでの離脱オプションは発注者のリスクを限定する重要条項です。受託者にとっても、方向性について合意を得ることで手戻りを防止できます。

第5条 (報酬)

1. 月次報酬は金【 】円 (消費税別) とし、各フェーズ一律とする。2. 支払期日は毎月末日とし、当月分を当月内に支払う。

第6条 (成果物の取り扱い)

1. 各フェーズで作成される報告書、分析資料、提言書等の著作権は、当該フェーズの報酬支払完了をもって乙から甲に移転する。2. 乙が本業務以前から保有する既存IP (方法論・フレームワーク等) は乙に帰属する。

第7条 (秘密保持)

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩せず、本業務の目的以外に使用しない。本条の義務は契約終了後2年間存続する。

第8条 (契約解除)

1. 甲または乙は、相手方が本契約に違反し、書面による催告後14日以内に是正しない場合、書面通知により本契約を解除できる。2. 第4条の中間レビューによる終了は本条の解除には該当しない。

第9条 (協議・管轄)

1. 本契約に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定する。2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

【記入欄

】

甲 署名: _____ 印 乙 署名: _____ 印